

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

君津市長

公表日

令和5年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保険給付の支給又は保険料の徴収
②事務の概要	<p>介護保険法に基づく、被保険者資格、保険料賦課徴収、要介護認定、保険給付に関する事務。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、次の事務に使用する。 被保険者に係る届出の受理、審査。被保険者証又は認定証に関する事務。 負担限度額認定、市町村特別給付の支給に関する事務。 要介護（要支援）認定の申請の受理、審査。居宅介護サービス費等の特例申請の受理、審査。 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務。 保険給付の支払の一時差止めに関する事務。保険料の徴収賦課に関する事務。 保険者事務共同処理に関する事務。 ※当市では、「保険者事務共同処理に関する事務」について、千葉県国民健康保険団体連合会に委託して業務を実施しており、千葉県国民健康保険団体連合会が当該事務を行うにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。</p>
③システムの名称	MCWEL 総合福祉保健システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項、別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法別表第二 <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」及び介護保険法に規定される情報を含む項（1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117） 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」等を含む項で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令で定められたもの（2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 97, 108, 109, 120） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（第2条, 第3条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第44条の4, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3）</p> <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法別表第二 <p>第一欄(情報照会者)が「市町村の長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（93, 94）</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	君津市総務部総務課行政係法規審査担当 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1581
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	君津市福祉部介護保険課介護給付係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1146

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月18日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		「保険者事務共同処理に関する事務。 ※当市では、「保険者事務共同処理に関する事務」について、千葉県国民健康保険団体連合会に委託して業務を実施しており、千葉県国民健康保険団体連合会が当該事務を行うにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。」を加える。	事後	
平成27年12月18日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	MCWEL、総合福祉保健システム	MCWEL 総合福祉保健システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、伝送通信ソフト	事後	
平成29年4月1日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I. 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、80、83、87、90、93、94、95、117	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項うち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」を含む項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」等を含む項 (5, 17, 22, 43, 81, 88, 97, 109) <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 12の3, 15, 19, 25, 25の2, 30, 32, 33, 43, 43の2, 44, 47, 49, 55, 55の2, 59の3条) (情報照会) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村の長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (93, 94) <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (第46, 47条) 	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 評価実施機関における担	和田 祐一	河野 喜代子	事後	
令和3年1月22日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	保険給付の支給の実施又は保険料の徴収	保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月22日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者資格、保険料賦課徴収、要介護認定、保険給付に関する事務。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 被保険者に係る届出の受理、審査。被保険者証又は認定証に関する事務。 負担限度額認定、市町村特別給付の支給に関する事務。 要介護(要支援)認定の申請の受理、審査。居宅介護サービス費等の特例申請の受理、審査。 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務。 保険給付の支払の一時差止めに関する事務。 保険料の徴収賦課に関する事務。 保険者事務共同処理に関する事務。 ※当市では、「保険者事務共同処理に関する事務」について、千葉県国民健康保険団体連合会に委託して業務を実施しており、千葉県国民健康保険団体連合会が当該事務を行うにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>	<p>介護保険法に基づき、被保険者資格、保険料賦課徴収、要介護認定、保険給付、地域支援事業に関する事務。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、次の事務に使用する。 被保険者に係る届出の受理、審査。被保険者証又は認定証に関する事務。 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務。 要介護(要支援)認定の申請の受理、審査。居宅介護サービス費等もしくは介護予防サービス費等の特例申請の受理、審査。 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務。 保険給付の支払の一時差止めに関する事務。 保険料の徴収賦課に関する事務。 保険者事務共同処理に関する事務。 ※当市では、「保険者事務共同処理に関する事務」について、千葉県国民健康保険団体連合会に委託して業務を実施しており、千葉県国民健康保険団体連合会が当該事務を行うにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月22日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項うち、 第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」を含む項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の項のうち、 第四欄(特定個人情報)「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」等を含む項 (5, 17, 22, 43, 81, 88, 97, 109) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 12の3, 15, 19, 25, 25の2, 30, 32, 33, 43, 43の2, 44, 47, 49, 55, 55の2, 59の3条) (情報照会) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村の長」の項のうち、 第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (93, 94) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第46, 47条)	(情報提供) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項うち、 第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」を含む項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の項のうち、 第四欄(特定個人情報)「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」等を含む項 (5, 17, 22, 43, 81, 88, 97, 109, 120) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 12の3, 15, 19, 25, 25の2, 30, 32, 33, 43, 43の2, 44, 47, 49, 55, 55の2, 59の3条) (情報照会) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村の長」の項のうち、 第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (93, 94) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第46, 47条)	事後	
令和3年1月22日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	君津市保健福祉部高齢者支援課介護給付係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1611	君津市保健福祉部高齢者支援課介護給付係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1146	事後	
令和3年1月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	
令和3年1月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月13日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1行目 介護保険法に基づき	1行目 介護保険法に基づく	事後	
令和4年6月15日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」を含む項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」等を含む項 (5, 17, 22, 43, 81, 88, 97, 109) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 12の3, 15, 19, 25, 25の2, 30, 32, 33, 43, 43の2, 44, 47, 49, 55, 55の2, 59の3条) (情報照会) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村の長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (93, 94) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」を含む項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」等を含む項 (2, 3, 5, 9, 12, 15, 33, 39, 43, 58, 78, 81, 93, 109, 110, 120) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (第2, 3, 5, 6, 7, 10, 12の3, 15, 19, 22-2, 24-2, 25, 25の2, 30, 31-2-2, 32, 33, 43, 43の2, 44, 44-3, 46, 47, 49, 55, 55の2, 59の3条) (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村の長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (93, 94) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事後	
令和4年6月15日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健福祉部高齢者支援課	福祉部介護保険課	事後	
令和4年6月15日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	君津市保健福祉部高齢者支援課介護給付係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1611	君津市福祉部介護保険課介護給付係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1146	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年11月1日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年11月1日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和5年6月30日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」を含む項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」等を含む項 (2, 3, 5, 9, 12, 15, 33, 39, 43, 58, 78, 81, 93, 109, 110, 120) <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (第2, 3, 5, 6, 7, 10, 12の3, 15, 19, 22-2, 24-2, 25, 25の2, 30, 31-2-2, 32, 33, 43, 43の2, 44, 44-3, 46, 47, 49, 55, 55の2, 59の3条) (情報照会) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村の長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (93, 94) <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (第46, 47条) 	(情報提供) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」を含む項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」等を含む項で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令で定められたもの (2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 97, 108, 109, 120) <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (第2, 3, 5, 6, 7, 10, 12の3, 15, 19, 22の2, 24の2, 25, 25の2, 30, 31の2の2, 32, 33, 43, 43の2, 44, 44の4, 47, 49, 55, 55の2, 59の3) (情報照会) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村の長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (93, 94)	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年5月31日 時点	令和5年6月30日 時点		
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年5月31日 時点	令和5年6月30日 時点		